

# 「長寿医療制度（後期高齢者医療制度）」のお知らせ

## Vol.2 制度の一部見直し等について

### 1. 制度の一部見直しについて

保険料の納め方の変更について（年金からの納付対象者）

長寿医療制度の保険料については、原則として年金からの納付となっていますが、制度の一部見直しに伴い、下記のいずれかの要件を満たす方は、保険料を口座振替で納付することが可能となります。

年金からの納付対象となっている方で、口座振替に変更を希望される方は、役場健康福祉課へお申し出ください。

なお、手続きの際には、口座振替用の通帳及び通帳の印鑑が必要となりますので、ご用意ください。



#### 【口座振替に変更できる方】

国民健康保険の保険料を確実に納付していた方（本人）が、口座から納付する場合  
年金収入が180万円未満の方で、世帯主又は配偶者の口座から納付する場合

### 2. 会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者であった方へ

長寿医療制度加入前日まで、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者であった方も、新たに保険料を納めていただきます。

ただし、特別措置として平成20年4月から9月までは保険料の負担はなく、10月から翌年3月までは本来の保険料額を9割軽減し、1割負担となります。

7月中旬にお知らせした保険料が1,700円（1割負担）となっていない場合は、役場健康福祉課までご連絡ください。



適用期間	軽減内容	
	所得割額	均等割額
平成20年4月 ～平成20年9月	かかりません	かかりません
平成20年10月 ～平成21年3月	かかりません	9割軽減 (軽減後の額 1,700円)

#### 保険料の納付が困難なときは...

保険料を納めるのが困難なときは、お早めに健康福祉課福祉保険班までご相談ください。

分割などの納付方法についてご相談に応じます。